

兵庫県立大学先端医療工学研究所運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学先端医療工学研究所規程（令和4年規程第1号）第4条第2項の規定に基づき、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、先端医療工学研究所（以下「研究所」という。）における次に掲げる事項について協議する。

- (1) 研究所長（以下「所長」という。）の候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査に関する事項
- (3) 将来計画等研究所の運営に関する重要な事項

2 運営委員会は、研究所と学内の他部局に関わる必要事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 研究所の専任の教授、准教授及び講師
 - (3) 社会科学部教授会から選出された委員1名
 - (4) 工学部教授会から選出された委員1名
 - (5) 理学部教授会から選出された委員1名
 - (6) 環境人間学研究科委員会から選出された委員1名
 - (7) 看護学研究科委員会から選出された委員1名
 - (8) 情報科学研究科教授会から選出された委員1名
 - (9) 所長が別に定める各研究部門の長
 - (10) 所長が指名する事務職員1名
 - (11) その他所長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第8号に規定する委員については、研究所で共同研究等を実施する者（予定者を含む。）の中から選出することを常例とする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 運営委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。ただし、必要がある場合は、臨時会を開催できるものとする。
- 3 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会)

第7条 運営委員会は、研究所の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、研究所に係る事務組織において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の意見を聴いた上で、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月14日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月8日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月8日から施行する。